

区分		内 容	備考
1 中型まき網漁業	制限措置	漁業種類	いわし、あじ又はさばの採捕を目的とする1そうまき動力付中型まき網漁業
			いわし、あじ又はさばの採捕を目的とする2そうまき無動力中型まき網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	5トン以上40トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあつては許可又は起業の認可を受けている船舶階層区分の範囲内の総トン数)
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	(1)総トン数15トン以上の網船を使用する場合 島根・山口両県界から正北西の線以东の島根県沖合海面 (2)総トン数15トン未満の網船を使用する場合 島根・山口両県界から正北西の線と大田市、出雲市界から真方位329度の線との両線間における石見地区沖合海面
		漁業時期	1月1日から12月31日まで
		漁業を営む者の資格	島根県に住所又は主たる事務所を有する漁業者
2 中型まき網漁業	制限措置	漁業種類	しいらつけ漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	5トン以上15トン未満
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた島根県沖合海面 ア 北緯35度34.6分 東経130度56.1分 イ 北緯36度01.8分 東経131度35.7分 ウ 北緯35度18.0分 東経132度25.7分 エ 北緯34度50.8分 東経131度46.1分
		漁業時期	6月1日から10月31日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者
		3 中型まき網漁業	制限措置
許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし		
船舶の総トン数	5トン以上15トン未満		
推進機関の馬力数	※定めなし		
操業区域	・大田市(仁摩町、温泉津町を除く。)に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、仁摩町及び温泉津町を除く大田市沖合海面 ・大田市仁摩町又は同市温泉津町に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、大田市仁摩町及び同市温泉津町沖合海面 ・江津市に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、江津市沖合海面 ・浜田市(三隅町を除く。)に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、三隅町を除く浜田市沖合海面 ・浜田市三隅町に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、浜田市三隅町沖合海面 ・益田市に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、益田市沖合海面		
漁業時期	6月1日から8月31日まで		
漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者		
4 小型機船底びき網漁業	制限措置		
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	5トン以上15トン未満
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	出雲市大社町日御碕灯台から正北の線と島根・山口両県界から正北西の線との両線間における島根県沖合海面ただし、知事が特に認めた場合はこの限りでない。
		漁業時期	9月1日から翌年5月31日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者

区分		内 容	備考
5	制限措置 小型 機船 底びき 網	漁業種類	手練第二種漁業(自家用餌料びき網漁業)
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	7トン以下
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	・大田市(仁摩町、温泉津町を除く。)に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、仁摩町及び温泉津町を除く大田市沖合海面 ・大田市仁摩町に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、大田市仁摩町沖合海面 ・大田市温泉津町に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、大田市温泉津町沖合海面 ・江津市に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、江津市沖合海面 ・浜田市(三隅町を除く。)に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、三隅町を除く浜田市沖合海面 ・浜田市三隅町に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、浜田市三隅町沖合海面 ・益田市に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、益田市沖合海面
		漁業時期	1月1日から12月31日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者
6	制限措置 小型 機船 底びき 網漁業	漁業種類	手練第三種漁業(おきあさり貝けた網漁業)
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	3トン未満
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	別表に示す区域
		漁業時期	1月1日から12月31日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者
7	制限措置 小型 機船 底びき 網漁業	漁業種類	手練第三種漁業(なまこけた網漁業)
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	5トン未満
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	別表に示す区域
		漁業時期	11月1日から翌年4月30日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者
8	制限措置 小型 まき 網漁業	漁業種類	とびうおまき網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	5トン未満
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	・大田市(仁摩町、温泉津町を除く。)に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、仁摩町及び温泉津町を除く大田市沖合海面 ・大田市仁摩町又は同市温泉津町に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、大田市仁摩町及び同市温泉津町沖合海面 ・江津市に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、江津市沖合海面 ・浜田市(三隅町を除く。)に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、三隅町を除く浜田市沖合海面 ・浜田市三隅町に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、浜田市三隅町沖合海面 ・益田市に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、益田市沖合海面
		漁業時期	5月1日から8月31日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者
9	制限措置 小型 まき 網漁業	漁業種類	いわし、あじ又はさばの採捕を目的とする1そうまき小型機船巾着網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	5トン未満
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	大田市、出雲市界から329度の線と島根、山口両県界から正北西の線との両線間における海面
		漁業時期	1月1日から12月31日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者

区分		内 容	備考
10 小型 まき 網 漁 業	制限 措 置	漁業種類	あみえびまき網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	5トン未満
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	大田市、出雲市界から329度の線と島根、山口両県界から正北西の線との両線間における海面
		漁業時期	1月1日から12月31日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者
11 小型 まき 網 漁 業	制限 措 置	漁業種類	自家用餌料まき網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	5トン未満
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	別表に示す区域
		漁業時期	8月1日から12月31日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者
12 機 船 船 び き 網 漁 業	制限 措 置	漁業種類	いわし機船船びき網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	※定めなし
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	<ul style="list-style-type: none"> ・大田市(仁摩町、温泉津町を除く。)に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、仁摩町及び温泉津町を除く大田市沖合海面 ・大田市仁摩町に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、大田市仁摩町沖合海面 ・大田市温泉津町に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、大田市温泉津町沖合海面 ・江津市に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、江津市沖合海面 ・浜田市(三隅町を除く。)に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、三隅町を除く浜田市沖合海面 ・浜田市三隅町に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、浜田市三隅町沖合海面 ・益田市に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、益田市沖合海面
		漁業時期	1月1日から12月31日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者
13 機 船 船 び き 網 漁 業	制限 措 置	漁業種類	とびうお機船船びき網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	※定めなし
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	<ul style="list-style-type: none"> ・大田市(仁摩町、温泉津町を除く。)に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、仁摩町及び温泉津町を除く大田市沖合海面 ・大田市仁摩町又は同市温泉津町に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、大田市仁摩町及び同市温泉津町沖合海面 ・江津市に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、江津市沖合海面 ・浜田市(三隅町を除く。)に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、三隅町を除く浜田市沖合海面 ・浜田市三隅町に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、浜田市三隅町沖合海面 ・益田市に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、益田市沖合海面
		漁業時期	1月1日から12月31日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者

区分		内 容	備考
14 機 船 船 び き 網 漁 業	制 限 措 置	漁業種類	さより機船船びき網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	10トン未満
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	・大田市(仁摩町、温泉津町を除く。)に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、仁摩町及び温泉津町を除く大田市沖合海面 ・大田市仁摩町に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、大田市仁摩町沖合海面 ・大田市温泉津町に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、大田市温泉津町沖合海面 ・江津市に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、江津市沖合海面 ・浜田市(三隅町を除く。)に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、三隅町を除く浜田市沖合海面 ・浜田市三隅町に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、浜田市三隅町沖合海面 ・益田市に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、益田市沖合海面
		漁業時期	12月1日から翌年5月31日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者
15 さ し 網 漁 業	制 限 措 置	漁業種類	はまちまきさし網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	10トン未満
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	・大田市(仁摩町、温泉津町を除く。)に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、仁摩町及び温泉津町を除く大田市沖合海面 ・大田市仁摩町又は同市温泉津町に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、大田市仁摩町及び同市温泉津町沖合海面 ・江津市に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、江津市沖合海面 ・浜田市(三隅町を除く。)に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、三隅町を除く浜田市沖合海面 ・浜田市三隅町に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、浜田市三隅町沖合海面 ・益田市に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、益田市沖合海面
		漁業時期	1月1日から12月31日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者
16 さ し 網 漁 業	制 限 措 置	漁業種類	どびうお流しさし網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	※定めなし
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	大田市、出雲市界から329度の線と島根、山口両県界から正北西の線との両線間における海面
		漁業時期	5月1日から8月31日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者
17 さ し 網 漁 業	制 限 措 置	漁業種類	きずさし網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	5トン未満
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	別表に示す区域
		漁業時期	5月1日から12月31日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者
18 さ し 網 漁 業	制 限 措 置	漁業種類	あまだい漕ぎさし網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	5トン未満
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	大田市、出雲市界から329度の線と島根、山口両県界から正北西の線との両線間における海面
		漁業時期	7月15日から8月31日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者

区分		内 容	備考	
19	制限措置 さし網漁業	漁業種類	かじき流しさし網漁業	
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
		船舶の総トン数	10トン未満	
		推進機関の馬力数	※定めなし	
		操業区域	大田市、出雲市界から329度の線と島根、山口両県界から正北西の線との両線間における海面	
		漁業時期	6月1日から10月31日まで	
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者	
20	制限措置 しき網漁業	漁業種類	浮きしき網漁業	
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
		船舶の総トン数	10トン未満	
		推進機関の馬力数	※定めなし	
		操業区域	大田市、出雲市界から329度の線と島根、山口両県界から正北西の線との両線間における海面	
		漁業時期	1月1日から12月31日まで	
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者	
21	制限措置 しき網漁業	漁業種類	やりいか浮きしき網漁業	
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
		船舶の総トン数	10トン未満	
		推進機関の馬力数	※定めなし	
		操業区域	別表に示す区域及びその沖合海面	
		漁業時期	11月1日から翌年4月30日まで	
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者	
22	制限措置 固定式さし網漁業	漁業種類	ぶり、はまち固定式さし網漁業	
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
		船舶の総トン数	5トン未満	
		推進機関の馬力数	※定めなし	
		操業区域	別表に示す区域及びその沖合海面のうち、最大高潮時海岸線から3,000メートル以内の海面	
		漁業時期	1月1日から12月31日まで	
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者	
23	制限措置 固定式さし網漁業	漁業種類	かれい、ひらめ固定式さし網漁業	
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
		船舶の総トン数	5トン未満	
		推進機関の馬力数	※定めなし	
		操業区域	別表に示す区域	
		漁業時期	5月1日から10月31日まで	
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者	
24	制限措置 固定式さし網漁業	漁業種類	くるまえば固定式さし網漁業	
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
		船舶の総トン数	5トン未満	
		推進機関の馬力数	※定めなし	
		操業区域	別表に示す区域	
		漁業時期	5月1日から10月31日まで	
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者	

区分		内 容		備考
25 小型 いか 釣り 漁業	制限 措置	漁業種類	小型いか釣り漁業(県内船)	
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
		船舶の総トン数	・現に許可又は起業の認可を受けている船舶の総トン数が10トン未満の場合にあつては、5トン以上10トン未満 ・現に許可又は起業の認可を受けている船舶の総トン数が10トン以上30トン未満の場合にあつては、10トン以上30トン未満	規則第4条第1項第10号
		推進機関の馬力数	※定めなし	
		操業区域	島根県沖合海面	
		漁業時期	5月1日から翌年4月30日まで	
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者	
26 小型 定置 漁業	制限 措置	漁業種類	小型定置漁業	
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
		船舶の総トン数	※定めなし	
		推進機関の馬力数	※定めなし	
		操業区域	別表に示す区域及びその沖合海面のうち、指定された区域	
		漁業時期	1月1日から12月31日まで	
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者	
27 地 び き 網 漁 業	制限 措置	漁業種類	雑魚地びき網漁業	
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
		船舶の総トン数	※定めなし	
		推進機関の馬力数	※定めなし	
		操業区域	別表に示す区域	
		漁業時期	1月1日から12月31日まで	
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者	
28 か ご 漁 業	制限 措置	漁業種類	ばいかご漁業	
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
		船舶の総トン数	5トン以上60トン未満	
		推進機関の馬力数	※定めなし	
		操業区域	日御碕灯台から正北の線以西の島根県沖合海面	
		漁業時期	1月1日から12月31日まで (他の漁業を兼業する者にあつては、兼業する漁業の漁業時期を除く。)	
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者	
29 か ご 漁 業	制限 措置	漁業種類	あなごかご漁業	
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
		船舶の総トン数	5トン以上	
		推進機関の馬力数	※定めなし	
		操業区域	操業区域A: [大田市(温泉津町を除く。)に住所又は主たる事務所を有する漁業者] 出雲市大社町日御碕灯台から正北の線と島根、山口両県界から正北西の線との両線間における海面(大田市(温泉津町を除く。)に住所又は主たる事務所を有する漁業者であっても、漁業調整上問題がある場合には、操業区域Bの許可をすることがある。) 操業区域B: [その他の地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者] 大田市、出雲市界から329度の線と島根、山口両県界から正北西の線との両線間における海面	
		漁業時期	1月1日から12月31日まで (他の漁業を兼業する者にあつては、兼業する漁業の漁業時期を除くことがある。)	
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者	

区分		内 容	備考
30 かご漁業	制限措置	漁業種類	いかかご漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	5トン未満
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	別表に示す区域及びその沖合海面
		漁業時期	3月1日から7月31日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者
31 すくい網漁業	制限措置	漁業種類	いわしすくい網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	3トン以上10トン未満
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	大田市、出雲市界から0度の線と島根、山口両県界から正北西の線との両線間における海面
		漁業時期	(1)4月1日から7月31日まで (2)10月1日から翌年2月末日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者
32 底建網漁業	制限措置	漁業種類	底建網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	※定めなし
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	別表に示す区域及びその沖合海面のうち、指定された区域
		漁業時期	1月1日から12月31日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者
33 あわび漁業	制限措置	漁業種類	あわび漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	[操業区域(1)]漁業者の数 4 [操業区域(2)]漁業者の数 40 [操業区域(3)]漁業者の数 22
		船舶の総トン数	※定めなし
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	(1)江津市渡津町地先海面(第一種共同漁業権設定区域を除く。) (2)浜田市原井町及び瀬戸ヶ島町地先海面(第一種共同漁業権設定区域を除く。) (3)浜田市長浜町及び熱田町地先海面(第一種共同漁業権設定区域を除く。)
		漁業時期	12月1日から翌年9月30日まで
		漁業を営む者の資格	江津市又は浜田市に住所を有する個人漁業者
34 なまこ漁業	制限措置	漁業種類	なまこ漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	[操業区域(1)]漁業者の数 4 [操業区域(2)]漁業者の数 40 [操業区域(3)]漁業者の数 24
		船舶の総トン数	※定めなし
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	(1)江津市渡津町地先海面(第一種共同漁業権設定区域を除く。) (2)浜田市原井町及び瀬戸ヶ島町地先海面(第一種共同漁業権設定区域を除く。) (3)浜田市長浜町及び熱田町地先海面(第一種共同漁業権設定区域を除く。)
		漁業時期	9月1日から翌年4月30日まで
		漁業を営む者の資格	江津市又は浜田市に住所を有する個人漁業者

(別表)

1 別表に示す区域は、次の表に掲げるとおり、左欄に掲げる者ごとに同表の右欄に掲げる操業区域とする。

	申請者	操業区域
1	大田市朝山町島津屋及び同市同町山谷地内に住所又は事業所を有する漁業者	共同漁業権共第19号又は共第117号の設定区域
2	漁業協同組合JFしまね大田支所波根連絡所の地区に住所又は事業所を有する漁業者	共同漁業権共第20号又は共第118号の設定区域
3	大田市久手町柳瀬地内に住所又は事業所を有する漁業者	共同漁業権共第21号又は共第119号の設定区域
4	漁業協同組合JFしまね大田支所久手出張所の地区に住所又は事業所を有する漁業者	共同漁業権共第22号又は共第120号の設定区域
5	漁業協同組合JFしまね大田支所鳥井連絡所の地区に住所又は事業所を有する漁業者	共同漁業権共第23号又は共第121号の設定区域
6	漁業協同組合JFしまね大田支所の地区に住所又は事業所を有する漁業者のうち申請者1～5及び7～9を除く者	共同漁業権共第24号又は共第122号の設定区域
7	漁業協同組合JFしまね大田支所五十猛出張所の地区に住所又は事業所を有する漁業者	共同漁業権共第25号又は共第123号の設定区域
8	漁業協同組合JFしまね大田支所仁摩出張所の地区に住所又は事業所を有する漁業者のうち申請者9を除く者	共同漁業権共第26号又は共第124号の設定区域
9	漁業協同組合JFしまね大田支所温泉津出張所の地区に住所又は事業所を有する漁業者	共同漁業権共第27号又は共第125号の設定区域
10	漁業協同組合JFしまね浜田支所江津出張所の地区に住所又は事業所を有する漁業者	共同漁業権共第28号又は共第126号及び共第154号の設定区域
11	漁業協同組合JFしまね浜田支所国府出張所の地区に住所又は事業所を有する漁業者	共同漁業権共第29号又は共第127号の設定区域
12	漁業協同組合JFしまね浜田支所の地区に住所又は事業所を有する漁業者のうち申請者10、11及び13～16を除く者	共同漁業権共第30号又は共第128号の設定区域
13	漁業協同組合JFしまね浜田支所長浜出張所の地区に住所又は事業所を有する漁業者	共第129号の設定区域
14	漁業協同組合JFしまね浜田支所津摩出張所の地区に住所又は事業所を有する漁業者	共同漁業権共第32号又は共第130号の設定区域
15	浜田市津摩町、同市治和町、同市西村町、同市折居町及び同市三隅町折居地内に住所又は事業所を有する漁業者	共同漁業権共第33号又は共第131号の設定区域
16	漁業協同組合JFしまね浜田支所三隅出張所の地区に住所又は事業所を有する漁業者	共同漁業権共第34号、共第35号又は共第132号の設定区域
17	漁業協同組合JFしまね益田支所の地区に住所又は事業所を有する漁業者	共同漁業権共第36号～共第39号又は共第133号、共第134号及び共第155号の設定区域

2 なお、1に掲げる表にかかわらず、漁業権者の同意がある場合は当該漁業権設定区域も操業区域とする。